

令和6年10月1日
水 道 局

積算基準を設定しました

水道局では、工事価格を算定する基礎となる積算基準を公表しています。積算基準については、標準的な工事価格が算定できるよう、適時改定しています。

このたび、令和6年度積算基準を設定し、令和6年10月1日から適用しました。

また、主な改定概要は以下のとおりです。

- 1 令和6年度配水管工事積算基準（開削編）
 - ・一般管理費等率の補正方法を改定
 - ・路面復旧の日当たり施工量を改定
 - ・泥水運搬処理の歩掛を改定
 - ・管防護（耐震補強金具）の歩掛を設定
 - ・アスファルト舗装及び低騒音（排水性）舗装の日当たり施工量を改定
 - ・設計委託（開削工事及びシールド工事）の歩掛を改定

- 2 令和6年度配水管工事積算基準（小管編）
 - ・一般管理費等率の補正方法を改定
 - ・路面復旧の日当たり施工量を改定
 - ・管防護（耐震補強金具）の歩掛を設定
 - ・アスファルト舗装及び低騒音（排水性）舗装の日当たり施工量を改定

- 3 令和6年度配水管工事積算基準（トンネル編）
 - ・シールド工事及び推進工事の機械器具損料表について、損料率等を改定

なお、積算基準は、都民情報ルーム（都庁第一本庁舎3階）で閲覧できます。

【問合せ先】

水道局建設部技術管理課（技術管理担当）
直通 （03）5320-6304